

(5) 平成16年1月7日



茨城県の最低賃金

茨城県最低賃金については、昨年金額の改定は行われませんが、産業別最低賃金については、各種商品小売業を除く四業種において改定が行われ、茨城県の最低賃金は下表(表中に「印」を付したものが改定されたもの)のとおりです。

なお、適用除外の場合もありますので、詳しくは当署第一・第二方面までお問合せ下さい。

日立労働基準監督署
電話0294-22-5187

地域別最低賃金

件名	最低賃金額	効力発生日
	時間額(円)	
茨城県最低賃金	647	平成14.10.1

産業別最低賃金

(以下の業種に該当する事業場に働く労働者に適用されます。)

件名	最低賃金額	効力発生日
	時間額(円)	
鉄鋼業	746	平成15.12.31
一般機械器具製造業	738	平成15.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具 電子部品、デバイス製造業	735	平成15.12.31
精密機械器具製造業	735	平成15.12.31
各種商品小売業	711	平成14.12.25

【注意事項】

- 1 一般機械器具製造業のうち、「建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業」、「繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く)」については、茨城県最低賃金の適用となります。
- 2 一般機械器具製造業のうち、「包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業」については、平成11年12月31日発効の最低賃金が適用されます。
- 3 電気機械器具製造業のうち、「電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」については、平成11年12月31日発効の最低賃金が適用されます。

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

- 4 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当